

令和7年度「被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業
(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援に限る))」交付規程

令和7年6月13日輸技協事国事第7-1号

第1章 総則

(通則)

第1条 被害者保護増進等事業費補助金(自動車運送事業の安全総合対策事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援に限る)) (以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、その他の法令、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱(昭和55年9月12日自保第151号。以下「交付要綱」という。)及び被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)(平成10年6月17日自保第128号の2。以下「実施要領」という。)の規定によるほか、この交付規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、交付要綱第20条の3第1項の規定に基づき、公益財団法人日本自動車輸送技術協会(以下「JATA」という。)が行う、次に掲げる経費の一部を助成する事業(以下「JATA事業」という。)の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

先進安全自動車(ASV)の導入に要する経費

(交付の対象者、補助対象経費及び補助金の交付額)

- 第3条 この補助金の補助対象事業、間接補助対象事業者(以下「事業者」という。)、補助対象経費及び補助率は別表によるものとし、JATAは予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 この補助金は、前条の目的のもと国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。)を受けた事業には、交付しない。
 - 3 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)の記に記載されている事項に該当する者は、本補助金の交付対象としない。

(交付申請)

第4条 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援に関する装置等の導入を実施した者は、第1号様式による補助金交付申請書兼実績報告書に添付書類(別紙2)を添えて、別に定める日までにJATAに提出しなければならない。

(電磁的方法による申請)

- 第5条 申請者は、第4条の規定に基づく交付の申請、及び第8条第2項の規定に基づく補助金の支払請求(以下「交付申請等」という。)については、電磁的方法(適正化法第26条の3の規定に準じてJATAが定めるものをいう。以下、同じ。)により行うこととする。
- 2 JATAは、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

(交付決定及び通知)

- 第6条 JATAは、第4条の規定に基づき、事業者から申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、交付の決定及び額の確定を併せて行い、第2号様式の交付決定通知書兼交付額確定通知書により事業者へ通知するものとする。この場合において、JATAは適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 2 JATAは、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

- 第7条 事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により申請を取り下げることができる期限は、前条第1項の通知を受けた日から20日以内に第3号様式による交付申請取下届出書をJATAに提出しなければならない。

(補助金の支払)

- 第8条 補助金は、第6条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第4号様式による請求書をJATAに提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第9条 JATAは、第6条第1項の規定による通知を受けた事業者が次の事由に該当すると認められる場合は、同規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくJATAの処分又は指示に違反した場合
 - 二 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合
 - 三 前各号に掲げる場合のほか、天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合(事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
 - 四 事業者が、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)に違反した場合
- 2 JATAは、前項の取消を行った場合は、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 JATAは、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第三号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 5 第2項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について、返還期限までに返還しない場合は、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をJATAに納付しなければならない。

(取得財産等の管理等)

- 第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、第5号様式の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。JATAは補助金の交付を受けた者に対し必要に応じ取得財産等管理台帳の開示を求めることができる。

(財産処分の制限等)

- 第11条 取得財産等について、次に示す期間の間は、JATAの承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

当該補助対象となる機器の貸し渡し先 補助対象となる機器	一般貸切旅客自動車運送事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者	一般乗用旅客自動車運送事業者	特定旅客自動車運送事業者(補助対象となる機器を設置する事業用自動車の乗車定員が11名以上)	特定旅客自動車運送事業者(補助対象となる機器を設置する事業用自動車の乗車定員11名未満)	貨物自動車運送事業者
先進安全自動車(ASV) ※後付けの事故自動通報システムを除く	5年	5年	4年 ^{注1}	5年	4年 ^{注1}	4年 ^{注2}
事故自動通報システム(後付けのものに限る)	5年	5年	5年	5年	5年	5年

注1 総排気量が2リットル以下のものは3年、3リットル以上のものは5年

注2 積載量が2トン以下のものは3年

- 2 前項の規定により定められた処分を制限する期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ第6号様式による財産処分承認申請書をJATAに提出して、その承認を受けなければならない。JATAは、承認に際して補助金相当額の返納を求めることができる。
- 3 JATAは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、補助金の範囲内でその収入の全部又は一部をJATAに納付させることとする。
- 4 第2項及び前項の納付について、期限を付して返還を命ずるものとする。納付期限内に納付指示をした全額の納付がない場合は、JATAは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて民法(明治29年法律第89号)第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(JATAによる調査)

第12条 JATAは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、事業者(事業者が補助金の交付を受けた後を含む。以下「事業者等」という。)に対して、取得財産等の保有に関する調査等を行うことができる。

- 2 前項の事業者等は、JATAが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第13条 JATAは、第4条の規定に基づいて別に定める申請期限以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、第3条第1項に規定する補助対象経費の交付申請の受付を中止することができる。この場合には、あらかじめJATAのホームページ等で周知するものとする。

- 2 JATAは、前項の交付申請の受付中止に関係する必要事項を別に定める。

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 事業者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について補助金の交付申請前に確認しなければならない。なお、事業者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、JATAは本事業を通じ事業者に関して得た情報を国に提供することができる。

(個人情報保護)

- 第15条 JATA及びその職員は、本事業を通じ事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び交付要綱第20条の2の規定に従って取り扱うものとする。
- 2 JATA及びその職員は、本事業の実施にあたって第4条の申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、JATAが別に定める場合を除く。

(その他必要な事項)

- 第16条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、JATAが別に定める。
- 2 JATAは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、国土交通大臣からJATA事業の手續等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

附則

- 1 この交付規程は、令和7年6月13日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、JATA事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 装置を販売・取付けする店舗等のいずれかが、上記(1)から(4)のいずれかに該当するとき。

別紙2

1. 「5. (1) 申請者の営む主な事業及びその内容」及び「5. (2) 申請者の資産及び負債に関する事項」旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年3月31日運輸省令第21号)第2条又は貨物自動車運送事業報告規則(平成2年11月29日運輸省令第33号)第2条に掲げる事業報告書(以下「事業報告書」という。)の直近事業年度分から必要部分を抜粋したものを添付すること。(補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあつては、貸し渡し先の自動車運送事業者の事業報告書とともに、申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類を添付すること。)

2. 「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次の①～⑥の各書類を添付すること。

- ① 交付規程別表(注)4.の事項について記載した書類(補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあつては、貸し渡し先の自動車運送事業者が作成したもの)
- ② 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあつては、貸付料金の算定根拠明細書(補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の金額を併記すること)
- ③ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であつて、当初のリース契約期間が自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類
- ④ 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援の交付を受けようとする者(リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者)が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合であることを証する書類(事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等)
 ※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。
 ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
 ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ⑤ 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援の交付を受けようとする者が、同一事業において、国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。)を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、国が交付する他の補助金を受けないことを証する書類
- ⑥ 上記以外の参考書類(補助対象経費の算出の基礎となる仕様書等)

3. 「補助事業が完了したことを確認するに足りる書類」は次の①～③の書類とする。

ただし、先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援に係る申請において、このうち①の書類を添付することができないときは、①の書類に代えて補助事業に係る契約先からの補助対象経費の内訳確認が可能な代金支払請求書を添付するものとするが、後日提出しなければならない。

- ① 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類
 (当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日(満期日)が到来する約束手形(本人手形に限る。)及びクレジット一括払いについても認めることとする。なお、相殺(債権債務の相殺消去)によるものは認めない。)
- ② 宣誓書の補助対象事業の実施に要した経費を申請者が自ら支出したことを証明する確約(ただし補助対象経費が①と同額であれば記載不要)

③ 次表に掲げる事業の種別ごとに○を付した書類

事業の種別		自動車検査証 記録事項の写し	納品書 の写し	購入・整備した物品等の写真等(装置 が装着されていることを証する書類)
物品等 の購入 ・整備	車両	○	○	○
	その他	○	○	○